

平成30年4月13日（金）
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

【国道357号 ^{あきつ}秋津第一歩道橋（^{ならしの}習志野市^{あかねはま}茜浜地先）】の 一部通行止めに関するお知らせ（第4報）

1. 現 状

平成29年6月14日（水）、国道357号、^{ならしの}習志野市^{あかねはま}茜浜地先において、大型トレーラーと乗用車による交通事故が発生し、千葉国道事務所が管理する「^{あきつ}秋津第一歩道橋」が損傷を受けたため、同日より東京方面行・海側のエレベーターと階段を一部通行止めとさせていただきます。

2. 現地作業について

エレベーターの建て替えを行うため、4月16日（月）よりエレベーター撤去作業に着手いたします。

3. 今後のスケジュール

エレベーター撤去後、エレベーターの建て替え、階段の高欄補修等の復旧工事を行うため、現在、工事の契約手続きを進めております。

復旧の見込みについては、決まり次第お知らせ致します。

復旧工事が完了するまで、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、船橋記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311（代表）

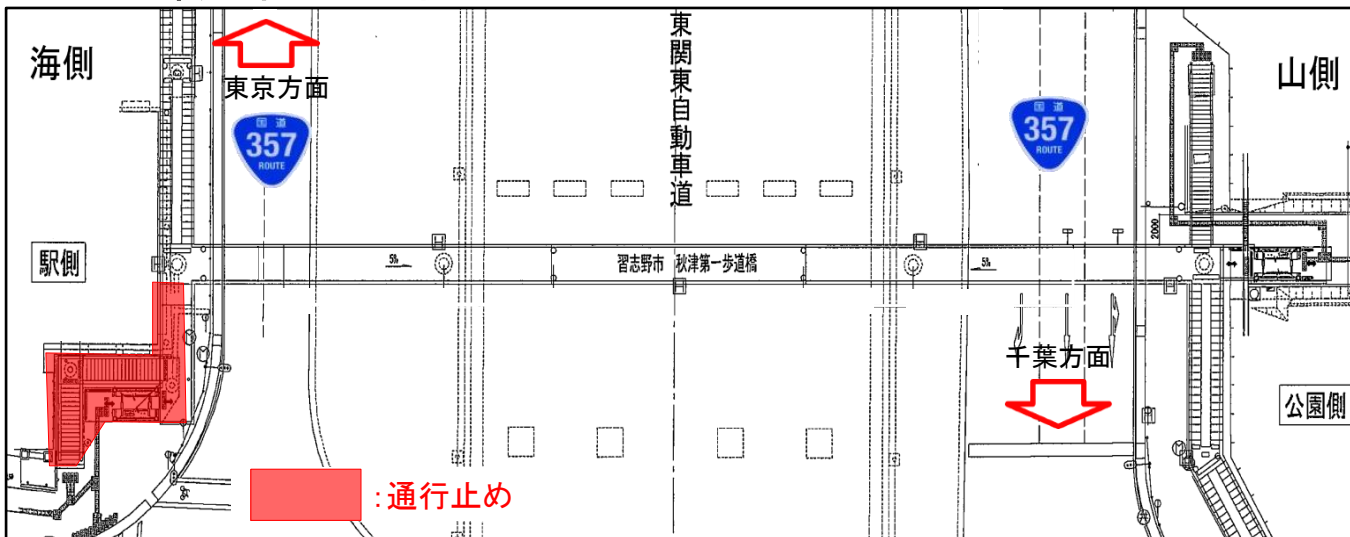
副所長 ^{おしま}生島 ^{けんじ}賢治 管理第二課長 ^{つるが}敦賀 ^{あきひと}昭仁

位置図



出典：国土地理院ホームページ

一部通行止め状況



エレベーター損傷状況

2017年7月撮影

